

不動産媒介業者様 貸主様～入居住宅に関する状況通知書のご記入のお願い

○住居確保給付金制度について

生活困窮者自立支援法に基づき、離職等又はやむを得ない休業等により家賃を支払うことが困難となる恐れの高い方に、一定期間家賃相当額（上限あり）を支給し、就労に向けた支援を行う制度です。この趣旨をご理解いただいたうえで「入居住宅に関する状況通知書」のご記入をしていただき、ご本人にお渡しいただきますようお願いいたします。

<記入における注意点>

- ・表面すべてを不動産媒介業者様または貸主様にご記入ください。
- ・入居している賃貸住宅の「家賃欄」は、共益費・管理費を除いた金額をご記入ください。
- ・振込口座は原則、賃貸契約書に書かれている口座と同一になります。
- ・振込口座のフリガナにご注意ください。
 - *間違いが多くなっています。「不動産業者等向け説明（別紙）」ご参照ください。
- ・訂正箇所には訂正印をお願いします。修正液は使用しないでください。
- ・裏面は本人が記入します。

<給付の時期と方法>

- ・毎月27日（土日祝の場合は直前の平日）前後に、杉並区から「入居住宅に関する状況通知書」に記入いただいた振込口座に振り込みます。
- ・振込名義は「スギナミクジュウキョカクホキユウフキン」となります。
- *初回については、申請月の翌月末に、申請月に支払うべき家賃と、翌月に支払うべき家賃が振り込まれます。（申請月の家賃の支払いが遅れることとなります。）
例：2月に申請受理→2月と3月に支払うべき家賃（3～4月家賃相当分）を3月27日に振込み、4月に支払うべき家賃（5月家賃相当分）は4月27日に振込みます。

<その他>

- ・申請受付後、杉並区の審査を経て支給決定がされます。（申請翌月中旬～下旬）
決定通知が発行されますのでご本人から写しをお受け取りください。
- ・給付期間は原則3か月です。延長、再延長の審査により最大9か月支給される場合があります。

【コロナ特例再支給について】

法令改正により、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、住居確保給付金の支給が終了した方に対し、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、申請により、3か月間に限り再支給が可能となりました（令和4年8月31日までの受付のみ※申請受付期間の延長等がある場合にはホームページでお知らせしております）。

これにより多くの申請が見込まれますので、令和4年8月末日間際に申請した場合は、決定通知の発行や振込が遅れる場合があります。ご迷惑をおかけしますが、今般の状況をご理解いただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

くらしのサポートステーション 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並複合施設棟1階
電話 03-3391-1751 Fax 03-3391-1752